平成２２年（へ）第７３号
大阪府吹田市日の出町25番６号
申立人　株式会社ニード
代表者代表取締役　山本　一行
権利を争う旨の申述の終期　平成23年１月31日
平成22年10月22日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＢＡ225927
金額　266,022円
支払期日　平成23年１月15日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行難波支店
振出日　平成22年９月10日
振出地　大阪市
振出人　共栄プラスチック株式会社　代表取締役　田代孝之郎
受取人兼第一裏書人　フクイ商会　代表　福井　勤
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＦＦ62288
金額　1,170,234円
支払期日　平成23年１月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行玉造支店
振出日　平成22年９月15日
振出地　大阪市
振出人　ムロ株式会社　代表取締役　那須　加生
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑶手形番号　Ｃ773943
金額　99,046円
支払期日　平成22年９月30日
支払地　大阪市
支払場所　大阪市信用金庫桃谷駅前支店
振出日　平成22年４月30日
振出地　大阪市
振出人　オニタケ印刷　鬼武　　勲
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第４号
大阪市此花区梅香３丁目15番８号
申立人　有限会社ルームデコ
代表者代表取締役　山口　輝幸
申立人代理人弁護士　中嶋　進治
同　髙橋　敏信
権利を争う旨の申述の終期　平成23年１月21日
平成22年10月21日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＡ28009
金額　646,000円
支払期日　平成22年９月５日
支払地　大阪府枚方市
支払場所　京都信用金庫くずは支店
振出日　平成22年４月20日
振出地　大阪府枚方市
振出人　スナダ建設株式会社　代表取締役　砂田　直成
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第４号
大阪府堺市西区鳳北町９丁６番地
申立人　ファインフーズ株式会社
代表者代表取締役　西村　正彦
権利を争う旨の申述の終期　平成23年１月20日
平成22年10月21日　尼崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＲ30030
金額　4,157,055円
支払期日　平成22年11月30日
支払地　兵庫県尼崎市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行尼崎支店
振出日　平成22年９月10日
振出地　兵庫県尼崎市
振出人　高田香料株式会社　代表取締役社長　河村　一喜
受取人　申立人
最終所持人　申立人
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＧＥ28783
金額　79,800円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行尼崎支店
支払地　兵庫県尼崎市
振出日　平成22年９月10日
振出地　兵庫県尼崎市
振出人　高田香料株式会社　代表取締役社長　河村　一喜
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１号
広島市西区横川町１丁目６番17号
申立人　広川石油株式会社
代表者代表取締役　廣川　正一
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月24日
平成22年10月22日　竹原簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＢＴ61472
金額　1,738,755円
支払期日　平成22年９月30日
支払地　広島県豊田郡大崎上島町
支払場所　株式会社もみじ銀行大崎支店
振出日　平成22年９月15日
振出地　広島県豊田郡大崎上島町
振出人　丸二石油こと谷本　禎章
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＡ03601
金額　3,386,634円
支払場所　呉信用金庫大崎支店
振出人　株式会社幾田石油　代表取締役　幾田　省二
⑵の支払期日、支払地、振出日、振出地、受取人、最終所持人は⑴の記載に同じ
⑶手形番号　Ｂ77860
金額　4,797,989円
支払期日　平成22年10月31日
支払場所　株式会社広島銀行木江支店
振出地　広島県呉市
振出人　有限会社須賀石油店　代表取締役　須賀　光義
⑶の支払地、振出日、受取人、最終所持人は⑴の記載に同じ

平成２２年（へ）第４号
鹿児島県鹿児島市上之園町32番地の６
申立人　大迫　博道
権利を争う旨の申述の終期　平成23年１月28日
平成22年10月21日　鹿児島簡易裁判所
（別紙）　目　録
第663回割引農林債券
券種枚数　100万円券２枚
記番号　第7138～7139
売出期間　平成12年７月28日から平成12年８月11日まで
償還期日　平成13年８月10日
発行者　農林中央金庫
支払場所　農林中央金庫　本店　支店・事務所　その他
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２号
次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を届けられたい。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに届出がない場合には、その無効を宣言することがあります。
神奈川県藤沢市亀井野３丁目32番10号
申立人　西澤　　実
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月８日
平成22年10月19日　彦根簡易裁判所
（別紙）　目　録
１　地上権設定登記物件の表示
所在　愛知郡愛荘町沓掛字東町
地番　606番
地目　宅地
地積　152.06㎡
２　失権すべき地上権設定登記の表示
大津地方法務局彦根支局明治32年７月25日受付第231号
原因　明治32年７月25日設定
地上権者　愛知郡愛知川町大字沓掛62番屋敷
宮川勘三郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２２年（家）第６５６号
千葉県君津市杢師２丁目10番12号
申立人　紺野　勝明
本籍千葉県君津市杢師２丁目10番地12、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　紺野　忠男
昭和20年７月16日生
公示催告期間満了日　平成23年５月25日
千葉家庭裁判所木更津支部